

# 東アジアの食品リスクに係る法制度 — 遺伝子組換え食品を中心に —

周 菫\*  
(監修) 高 橋 滋\*\*

## I はじめに

### 1 本稿の目的

#### (1) 食品安全に係る議論

近年、異物（さらに毒物）の混入や産地偽装など、食品の安全性をめぐる問題が日本のみならず諸外国においても多発している。日常生活に不可欠な食品の安全性をめぐる問題は、国民の生命及び健康へと直結するため、そのリスク・マネジメントのあり方は世界的にも注目されるようになった。

また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）をめぐる展開された議論に見られるように、貿易の自由化というグローバルな課題と自国農産品の保護・食糧自給率の確保の課題とをどのように調和させていくのかは、各国にとって重要な政策課題となっている。かつ、その際、食品の安全性は国民の生命・健康にかかわる問題であるだけに、食品安全規制の法制度のあり方には、各国の経済政策・産業政策と密接にかかわる側面があることを否定できない。特に、後に述べるように、食品安全、特に遺伝子組換え食品の安全性をめぐるっては、アメリカとEUとの間において考え方に大きな開きがあり、その背景には、農業生産物・流通についての両者の独自の戦略がある。そして、日本を含む東アジア諸国は、両国の食糧政策と食品安全政策の差異を踏まえ、それぞれの立場を選択しようとしている。

---

\* 久留米大学法学部専任講師

\*\* 一橋大学大学院法学研究科教授

## (2) 東アジア諸国の法制度

翻って目を転ずるならば、東アジア諸国の経済発展、社会の成熟化に伴い、各国の法制度整備は急速な進展を見せている。特に、遺伝子組換え食品を含めた食品安全の問題は国民の関心が強いテーマであることから、各国の法制度整備の状況は比較法的考察の対象にすることが可能なレベルへと到達している。そこで、本稿においては、中国、韓国、台湾の食品安全法制、特に、遺伝子組み換え食品の安全性等にかかる制度を題材とし、比較法的考察を行うこととしたい。

## 2 本稿の構成

本稿においては、まず、日本における食品のリスク・マネジメント、特に遺伝子組換え食品のリスクに関する法制度等の概要を確認する。もっとも、法律学の見地からのものは少ないものの既に多くの関連文献がある<sup>1)</sup>ことから、各国比較の序論として、最小限のものにとどめたい(Ⅱ)。その次に、中国(Ⅲ)、韓国(Ⅳ)、及び台湾(Ⅴ)について、それぞれの法制度を概観する。最後に、これらの考察を踏まえて、若干のまとめを行うことにする(Ⅵ)。

## Ⅱ 日本における食品リスクの法制度

### 1 法制度の概要

#### (1) 法制度の概要

##### (a) ガイドライン方式

日本は、遺伝子組換え技術に係る安全規制に早い段階から取り組んできた。もっとも、規制が導入された1975年の時点においては、実験室内等の閉鎖系での利用の中で、組換えDNA技術固有の問題に関しては、法律による規制でなく

---

1) 法律学以外の観点から刊行された近時の書籍として、次のものがある。池戸重信(2006)「遺伝子組換え食品(GMO)規制」『食品の安全と品質確保』高橋悌二・池戸重信、第2章、59-72頁、農文協、佐藤文彦(2010)「遺伝組換え作物と食の安全」『食の安全を求めて-食の安全と科学』金澤一郎ほか、第3章、51-71頁、日本学術協力財団、梶川千賀子(2012)「遺伝子組換え技術と食品安全問題」『食品安全問題と法律・制度』梶川千賀子、第8章、155-176頁、農林統計出版。

ガイドラインにより規制を行う方式が採用された<sup>2)</sup>。

これは、アメリカと同様、日本においては、遺伝子組換え技術のリスクは、遺伝子組換えを受ける対象物のリスクと遺伝子組換えによって導入される遺伝子のリスクから算定される値を超えるものではなく、遺伝子組換え固有のリスクはない、とする考え方に基づくものである。この点において、遺伝子組換え技術には未知の要素があり、遺伝子組換え食品と導入遺伝子の性格からは想定できないリスクがある可能性を考慮しなければならない、とするEUの考え方（これは同じくEUが採用する予防原則と同様の考え方に基づくものといえる）とは異なっている。

### (b) 法制度の整備

しかしながら、1996年に遺伝子組換え食品の輸入が開始されたことに伴って、アレルギー等に関する不安が高まったことから、消費者団体等から強い働きかけがあり、併せて、表示や情報提供を求める声も強まった。そこで、1999年には農林水産省の懇談会が、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下、「JAS法」という。）に基づいて遺伝子組換え食品の表示がされるべきである<sup>3)</sup>と提言し、これと同時期に、厚生労働省の審議会も、遺伝子組換え食品の安全審査の法制化について検討を開始した<sup>4)</sup>。その結果、安全審査の義務化を実施し、食品等輸入の届出の事項に安全評価に係る事項を盛り込むべきであるとするほか、輸入され又は国内に流通する遺伝子組換え食品についてモニタリング検査を実施するとともに、食品衛生法における安全審査との連携の下で、表示制度を義務化すべきである、との提言がされた<sup>5)</sup>。

上記の経緯を受け、まず、JAS法に基づく表示については、2000年3月の農林水産省の告示により遺伝子組換え食品に係るルールを定める形で法制度の中に規

2) 高橋滋（1998）『先端技術の行政法理』岩波書店、230-243頁。

3) 農林水産食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会「遺伝子組換え食品の表示の在り方（食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会報告）」（1999年8月10日）。

4) 厚生労働省食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会「遺伝子組換え食品の安全性審査の法的義務化について（報告書）」（2000年1月21日）。

5) 厚生労働省食品衛生調査会表示特別部会「遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示について（報告書）」（2000年7月13日）。

制が取り込まれ、2001年1月1日以降に製造、加工または輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用されることとなった<sup>6)</sup>。次に、食品衛生法に基づく表示についても、2001年4月の食品衛生法施行規則の改正により表示制度が導入され、加えて2000年5月の厚生労働省告示による改正により、2001年4月から安全審査を法的義務とする変更措置が採られた<sup>7)</sup>。さらに、日本は、2003年11月に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関する議定書」(以下、「カルタヘナ議定書」という。)を締結したことを受けて、国内法レベルの対応として、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、「カルタヘナ法」という。)を可決し、同法は2004年2月より施行されることとなった<sup>8)</sup>。これにより、後に述べるように、遺伝子組換え技術の実験室等で使用＝閉鎖系の使用、さらには、遺伝子組換え作物の栽培＝開放系の使用等についても、法的な根拠をもって規制がされることとなった。

また、表示については、後に見るように、2015年4月、食品表示法の施行により、食品衛生法、JAS法(さらに健康増進法)に基づく食品表示については、遺伝子組換え食品の表示を含め、食品表示法の下での表示システムに統合されている<sup>9)</sup>。

- 
- 6) 参照、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(2000年3月31日農林水産省告示第517号)」。同基準の適用については、同基準の附則1に規定がある。なお、同基準については、2015年4月1日の食品表示法(平成25年法第70号)の施行に伴い、内閣府令である食品表示基準(同年内閣府令第10号)に統一された。立法担当者の解説としては、川村和彦(2000)「遺伝子組換え食品の表示について－科学的性質に応じた分類と表示方法－」『化学と工業』53巻(4)488-492頁等が挙げられる。
  - 7) 参照、「食品衛生法施行規則及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(2001年厚生労働省令第23号)」及び「食品、添加物等の規格基準(1959年12月厚生省告示第370号)の一部を改正する告示(2001年厚生省告示第232号)」。
  - 8) 同法について紹介は多い。立法担当部局等による説明として、「法律・条約解説 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」『法令解説資料総覧』(267)14-20頁、増沢陽子(2004)「遺伝子組換え生物の開放系利用の法規制について」『環境管理』40巻(12)1251-1258頁、堀内洋(2007)「環境をめぐる論点 カルタヘナ法について」『農業と経済』73巻(4)25-33頁等がある。
  - 9) 同法の概要を紹介するものとして、消費者庁食品表示企画課(2014)「食品表示法の概要と施行に向けた検討状況」『法律のひろば』67巻(2)25-31頁、蓮見友香(2013)「食品表示法の概要」『NBL』(1009)8-14頁、同(2014)「法令解説 食品表示の一元化:消費者・事業者双方に分かりやすい表示へ 食品表示法(平成25年法律第70号)平25・6・28公布2年内施行」『時の法令』(1949)4-28頁等がある。

### (c) 小括

このように、日本においては、農産物や食品について、遺伝子組換えに固有な規制が法的仕組みの中に盛り込まれている。また、食品の表示を通じた消費者の選択を保障し、生物多様性や環境を保護する見地からも、独自の法的規制の仕組みが整備されている。もっとも、このことは、遺伝子組換え農産物、遺伝子組み換え食品に内在するリスクについての考え方がEUのそれに近接したということの意味しない。遺伝子組換え食品については、組換えにより導入する遺伝子の性格を踏まえ、遺伝子組換えを受ける食品と実質的に同等とみなすことができるか否か（実質的同等性の基準）により、安全性を判定することとされており、この考え方は、アメリカや以下に述べる他のアジア諸国と同様である。

日本において、法整備が進んだ背景には、グローバル化の流れの中で、ガイドライン方式に基づく規制に比して、法的規制の方が透明性・法的安定性の点において優れているとする考え方が、日本に定着するようになってきたことがある。さらに、遺伝子組換え技術についての消費者の不安等に配慮し、消費者の選択権は保障されるべきである、との観念が、日本においても支配的になった結果である、と考えることができよう。

## (2) 行政組織の体制等

### (a) 食品安全委員会と消費者庁

その後、現在までの間に、遺伝子組換え食品の安全審査、表示について、法制度には重要な変化が加えられた。

第一は、2003年に「食品安全基本法（2003年法律第48号）」<sup>10)</sup>が制定され、内閣府の下に食品安全委員会を設置し、食品健康影響評価を業務として当該委員会が行うこととされた（同法11条、23条2号）。これに伴い、現在は、食品衛生法に基づく安全性審査が行われる際に、厚生労働大臣から依頼を受け、食品安全委

10) 食品安全基本法については文献が多い。法学者によるものとして、以下のものがある。神里達博（2003）「新しい食品安全行政 - 食品安全委員会（仮称）」『ジュリスト』（1245）51-56頁、徳田博人（2003）「食品安全行政の法原理」『日本の科学者』38巻（7）372-375頁、下山憲治（2007）「リスク行政組織の法構造」『リスク行政の法的構造』下山憲治，第3章，145-192頁，敬文堂。

員会が食品健康影響評価を行い、遺伝子組換え食品等専門調査会に対する付議、報告を踏まえて、評価の結果を厚生労働大臣に通知する仕組みが構築されている。

第二は、消費者保護の観点に基づき、2008年には「消費者庁及び消費者委員会設置法（2008年法第48号）」、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（同年法第49号）」（以下、「消費者庁等関係整備法」という。）及び「消費者安全法（同年法第50号）」が可決され、消費者庁の設置のほか、消費者庁等関係整備法に基づき、食品衛生法及びJAS法に基づく表示は、消費者庁に統一化されることとなった<sup>11)</sup>。

さらに、第三に、前述の食品表示法の改正により、食品衛生法、JAS法（さらに健康増進法）の表示は、同法の食品表示システムに一元的に統合された。加えて、i) 違反者に対する調査権限、是正措置の一部強化、ii) 適格消費者団体による差止請求制度の新設、iii) 罰則の強化等が行われている<sup>12)</sup>。このように、表示制度に係る業務について消費者庁が一元的に執行することとなり、その権限も強化されてきた。

## (b) 小括

以上、概観してきたように、日本において、遺伝子組換え生物、農産物については農林水産省、遺伝子組換え食品については厚生労働省がそれぞれ関連の権限を行使することとなっている。加えて、食品安全委員会が、食品健康影響評価を

---

11) これらの法律につき、窪島春樹（2009）「新法令紹介 ●消費者庁及び消費者委員会設置法（2009年法律第48号）●消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（2009年法律第49号）●消費者安全法（2009年法律第50号）」『自由と正義』60巻（10）120-128頁、木村茂樹・山下善太郎・扇慎太郎ほか（2009）「法令解説 消費者・生活者の視点に立つ行政への転換－消費者庁関連3法の制定」『時の法令』（1843）6-27頁以下参照。

12) i) 調査権限の強化としては、書類等の提出命令及び質問の権限を強化したこと（食品表示法（以下、本注において「法」という。）8条）、法令違反表示食品に対する回収命令の新設したことが挙げられる。ii) 適格消費者団体による差止請求制度は、表示については景品表示法にあったものの、食品表示については初めて導入された（法11条）。さらに、iii) 罰則の強化としては、i) に触れた回収命令の新設に伴う命令違反に対する罰則の新設、及び食品衛生法の法人処罰規定が1億円から3億円に引き上げられたことがある。参照、注9）（『法律のひろば』28頁以下等）。

行い、国民に対して関連情報を提供するとともに、消費者庁が表示制度に係る業務を一元的に担当するほか、消費者庁を主管する内閣総理大臣に加え、農林水産大臣（酒類を除く）及び財務大臣（酒類）は、法令の定めに従って、立入検査、改善命令、回収命令等の権限を有する。EU等の制度に倣い、わが国においては、リスク評価機関をリスク管理機関と分離した上で、リスク評価機関の独立性・中立性を確保するシステムが確立されている、ということができよう。

## 2 表示規制の仕組み

次に、東アジアの各国と比較するため、食品表示の仕組みを概観する<sup>13)</sup>。まず、表示義務の対象となる農産物は、「遺伝子組換え農産物を原材料とするものであって、加工工程後も組換えDNAまたはこれによって生じたタンパク質が残存するものとして指定されたもの」が該当し、対象農産物及びこれを主な原材料とするものには、表示義務が発生する。

次に、対象農産物及びこれを主な原材料とする加工食品について、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上である場合、表示義務が発生する。

ただし、例外事項として、対象農産物を主な原材料とする加工食品のうち、最終的製品には組換えDNAまたはプロテインが含まれないものについては、遺伝子組換えに関する表示の対象から除外される。例えば、醤油、大豆油、コーンフレーク等が挙げられる<sup>14)</sup>。

---

13) 食品表示法は、食品表示の仕組みを統一するものであるが、法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。参照、食品表示基準第3条2項・3項、18条、29条、32条等。なお、これまで食品表示義務の対象とされてこなかった「食品販売を業とする者以外の者」（町内会での祭り等で販売する者）についても、「食品関連事業者等」として一定の表示規制の対象となることとなった（食品表示法2条3項、食品表示基準15条ないし17条、29条ないし31条、37条ないし39条、41条）。これは、表示義務の範囲には変更がないものの、表示義務の対象となる者が、その販売の態様に配慮しつつ拡大されたものと解することができる。この点につき、参照、注9)（『時の法令』）12頁。

14) もっとも、JAS法上においては、組換え技術を用いて生産した組成、栄養価値が通常の農産物と著しく異なる農産物、すなわち高オレイン酸遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えトウモロコシのような特定遺伝子組換え農産物について、独自の表示を求めることとなっていた。この規定は、食品表示基準別表第18(第3条、第18条関係)に引き継がれている。

具体的には、分別管理が行われて、遺伝子組換え農産物を使用している場合は、当該原材料名称のそばに括弧付で、例えば「農産物名称（遺伝子組換えのものを分別）」と表示をしなければならない。また、意図的に混入されている場合には、対象農産物の名称のそばに括弧を付して「農産物名称（遺伝子組換えのものを混合）」、または遺伝子組換え農産物の占める重量比を記載し、「農産物名称（遺伝子組換えのものを混合（XX%）」と表示しなければならない。

### 3 生物多様性及び環境保護

既に述べたように、日本においては、カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物の使用が、「環境中への拡散を防止しないで行う使用（第一種使用等）」と「環境中への拡散を防止する意図をもって行う使用（第二種使用等）」とに区分され、それぞれ法的な規制を受けている。第一種使用等については、遺伝子組換え生物の種類ごと（農産物の場合は品目名ごと）に第一種使用規程（使用内容等）を定め、生物多様性影響評価書を添付して主務大臣の承認を申請しなければならない。ただし、日本ですでに承認を受けた遺伝子組換え生物については、第一種使用規程にしたがって使用する場合は、再度の承認を受ける必要はないとされている（同法4条）。また、第二種使用等に該当する場合には、省令に基づく措置または、担当省庁に申請し確認を受けた措置が採られなければならないと定められている（同法12条、13条）。

現時点では、日本において、すでにアルファルファ、イネ、カーネーション、西洋菜種、大豆、甜菜、トウモロコシ、パパイヤ、バラ、ベントグラス及び綿について、第一種使用規程が承認されている<sup>15)</sup>。しかしながら、観賞用のバラ以外の作物については、現在まで、閉鎖空間の中で試験的に栽培された例があるのみである<sup>16)</sup>。

---

15) 2015年3月15日時点の状況は、農林水産省ホームページに掲載されている(2015年アクセス)。  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#1>

16) 微生物については、第一種使用についての実績はない。参照、田村道宏(2013)「遺伝子組換え微生物等に関連するカルタヘナ法の動向等」『生物工学会誌』第91巻(12)697頁。

### Ⅲ 中国における食品リスクの法制度

#### 1 遺伝子組換え食品の安全性に係る法制度の概要

##### (1) 制度の概要

中国においては、2003年以来、安徽省に多発した「粉ミルク事件」や、2007年にアメリカに報道された「ペット食品汚染事件」、その後、2008年に発生した「乳製品汚染事件」など、食品安全をめぐる社会的事件が相次いで報道されている<sup>17)</sup>。また、その中で、とりわけ遺伝子組換え食品の安全性については、2008年に起きた「黄金米」の事件をはじめ、近年、中国において消費者の関心が急速に高まってきている<sup>18)</sup>。

##### (a) 食品安全の基本法

中国における食品安全の法制度は、まず、法規範としては、1979年に「中華人民共和国食品衛生管理条例」（政令に相当する）が公布・施行された後に、「中華人民共和国食品衛生法（試行）」（1983年）を経て、1995年10月30日に「中華人民共和国食品衛生法（主席令第59号）」（以下、「食品衛生法」という。）が公布され、施行された。食品衛生法は、食品衛生の監督制度を導入し、國務院の衛生行政部門の監督管理権限及び違反行為に対する罰則等について定めた、食品安全に関するはじめての立法である<sup>19)</sup>。なお、この食品衛生法は、2009年6月1日に、「中華人民共和国食品安全法（主席令第9号）」（以下、「食品安全法」という。）

17) 2008年に発生した「乳製品汚染事件」においては、主に河北省に位置する乳製品の大手メーカーである三鹿グループが生産した新生児、幼児向けの粉ミルクの中に、メラミンが混入されており、その影響で、広範囲にわたって多数の幼児が腎結石に罹患した。この事件を契機に、中国国内においては、乳製品を中心に大規模な食品安全検査が行われ、その結果、多数の大手メーカーの乳製品からメラミンが検出された。事件の発生後、海外諸国が直ちに中国の乳製品輸入を禁止するほか、食品安全に対する国内消費者の関心も高まり、国産乳製品の安全性に対する不安は現在に至っても持続している。

18) 2008年、アメリカのシンジェンタ社が、遺伝子組換え技術を用いた「黄金米」を、湖南省に在住の6歳から8歳の小学生に食用実験として食べさせた、との事件が報道された。その後、ジャーナリストの崔永元氏が、アメリカにおける遺伝子組換え食品の流通等についての現地調査の結果を公表する等、国民の関心は高まっている。

19) 張秀芳（2012年）「中国遺伝子組換え食品安全管理制度変遷に関する研究」『内モンゴル社会科学（漢文版）』第33巻（2）104頁。

の可決・施行によって廃止された。さらに、2013年10月には国務院が同法について意見聴取を行った上、2014年6月23日に同法の改正案を第12期全人大常務委員会に提出した。2014年12月、2015年4月2回にわたって行われた審議の結果、2015年4月24日に当該改正案が主席令第21号として公布された<sup>20)</sup>。

なお、2009年食品安全法が可決・施行されたことに伴い、国務院が同年7月に施行細則として「食品安全法实施条例」（以下は、「实施条例」という。）を公布していたが、2015年法改正に伴い、同条例の改正作業が現在行われている。

### (b) 遺伝子組換え農産物、食品等に係る法規制

遺伝子組換えについて、中国政府は、1990年代から遺伝子組換え生物の安全性に係る国際条約加盟への検討を開始し、1992年には、生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)に加入した。

そこで、これらの動きを受け、国内における法的規制として、まず、農産物の分野において、遺伝子組換え技術及びその応用については、1993年に国家科学技術部が「基因工程安全管理弁法」（省令に該当する）を、1996年に農業部が「農業生物基因工程安全管理実施弁法」を、公布している。もっとも、これらの規定は生産工程にかかるものであり、安全管理等については、2001年5月23日に、国務院が定めた「遺伝子組換え農産物安全管理条例」（以下、「安全管理条例」という。）が本格的な規則規範である。この安全管理条例は、遺伝子組換え技術農産物の安全管理を徹底することにより、①人の健康、動植物・微生物の安全を確保し、②生態環境を保護し、③遺伝子組換え技術の研究を促進すること、を目的としたものである（同条例1条）。そのため遺伝子組換え農産物<sup>21)</sup>にかかる研究、試験、生産、加工、経営及び輸入、輸出活動のすべてに本条例の規制が及ぶ（同条例2条、3条）。また、安全管理条例は、遺伝子組換え農産物の安全性について、

---

20) 参照、中国政府網（国務院ホームページ）。[http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content\\_2853643.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643.htm)（2015年5月29日アクセス）

21) 具体的には、遺伝子組換え動植物（・・・略・・・）及び微生物（2条1号）、遺伝子組換え動植物または微生物による製品（2号）、遺伝子組換え農産物による直接の加工品（3号）、遺伝子組換え動植物、微生物またはその製品を含む種、種としての家畜類、水産物の種、農薬、獣薬、肥料及び添加物等の製品（4号）が挙げられる。

級別管理評価制度を実施し（条例6条）、安全評価制度を構築する（条例7条）とともに、表記制度に関する規定も設けられている（条例8条）。

安全管理条例の規定にしたがい、2002年3月20日には農業部が「農業遺伝子組換え生物安全評価管理弁法」、「農業遺伝子組換え生物表記管理弁法」及び「農業遺伝子組換え生物輸入安全管理弁法」を公布し施行した<sup>22)</sup>。

次に、食品の分野においては、1983年食品衛生法（試行）22条は、「新資源を利用して生産した食品、食品添加物の新種目」について、衛生評価及び栄養評価の実施を法的義務として定めた。同条に基づき、1987年に衛生部が「食品新資源衛生管理弁法」を制定し、「慣習上は食用として使用されていないまたは通常には使用されていない及び個別の地域においてのみ食用の慣習があり、それを利用して食品（食品原料を含む）、食品添加物を生産しようとするもの、及び食品容器、包装材料、食品用工具、設備を生産しようとする新たな原材料」を「新資源食品」と定義（1987年弁法2条）し、衛生評価及び栄養評価の法的実施（弁法3条）に加え、営業許可制の実施（弁法5条）を定めた。1990年には、「新資源食品衛生管理弁法」の可決・施行により、上記の1987年弁法が廃止された。1990年の新資源食品衛生管理弁法は、「中国において新たに研究し開発され、新たに発見され、新たに導入される」との文言を「新資源食品」に加え、「新資源食品」については、試行的生産、生産及び販売の各段階にわたって許可制の規定が定められている（弁法2条、4条～6条）。また、宣伝及び包装上、明確な表記も義務として定められており、遺伝子組換え食品も適用されることとなる<sup>23)</sup>。

同2002年には、消費者の健康及び知る権利の保護の観点から、衛生部が、食品衛生法及び安全管理条例に基づき、「遺伝子組換え食品衛生管理弁法」（以下、「食品衛生管理弁法」という。）を公布し、遺伝子組換え食品<sup>24)</sup>の生産・輸入について許可制を実施した（弁法3条）。同時に、食品衛生管理弁法は、「食品としての安全性及び栄養品質は対応する食品のそれを下回ってはならない」こと（弁

22) 農業遺伝子組換え生物安全評価管理弁法の施行をもって、1996年の「農業生物基因工程安全管理実施弁法」が廃止された。

23) 参照、注19) 張秀芳104頁。

24) 条文上は、「新資源食品」である。

法5条)、すなわち、「実質的同等性」、「危険性評価(リスク評価)」、「個別処理」の原則を定めた(同8条)。さらに、農業法及び漁業法が改正され、遺伝子組換え生物に係る条文が盛り込まれている(農業法64条、漁業法17条)。そのほか、2004年に国家品質監督検査検疫総局が「出入国遺伝子組換え製品検査検疫管理弁法」を公布し、遺伝子組換え生物等の輸出入に対する安全審査について、関連の法的規制を設けた。

また、上記国内における立法活動等に伴い、中国は、2005年に国連に対して、カルタヘナ議定書加入の関連書類を提出し、正式に加入した。同2005年よりは、カルタヘナ議定書の効力が中国国内にも及ぶこととなった。そこで、2006年には農業部が「農業遺伝子組換え生物加工許可弁法」を公布した<sup>25)</sup>。さらに、2009年6月1日より施行された前述の食品安全法の施行にあたっては、2009年7月20日に国務院が公布した「中華人民共和国食品安全法实施条例」(以下、「实施条例」という。)が適用されている。

以上のように、中国においては、遺伝子組換え農産物という観点からは、現時点において、安全管理条例及び「農業遺伝子組換え生物安全評価管理弁法」、「農業遺伝子組換え生物表記管理弁法」及び「農業遺伝子組換え生物輸入安全管理弁法」によって安全性規制が行われている。その際、研究及び試験、生産及び加工、経営、輸出入の各段階において、許可制が採用されている。また、遺伝子組換え食品等については、食品安全法及び实施条例が適用され、研究・製造技術については1993年の「基因工程安全管理弁法」が適用されている。

## (2) 行政組織の体制

以下では、上記の規制に係る行政組織の体制について確認する。

まず、遺伝子組換え農産物の安全管理については、国務院農業行政部門(農業部を指す)及び地方の各級農業行政部門が監督、管理の権限を有する(安全管理

---

25) 新資源食品管理弁法の施行をもって、1990年の新資源食品衛生管理弁法及び2002年の食品衛生管理弁法との二つの規範が廃止されることとなった。なお、2013年の「新食品原料安全性審査管理弁法」の施行によって、この弁法は廃止された。2013年の弁法の23条は、遺伝子組換え食品を適用対象から除外し、遺伝子組換え食品の安全管理は食品安全法及びその实施条例に統合されることになる。

条例4条)。また、国务院の下に、農業遺伝子組換え農産物安全管理部署間連携会議が設置され、農業、科学技術、環境保護、衛生、対外経済貿易、検査檢疫等各部署の長が出席し、安全管理に係る重要な事項について検討等がされる(同条例5条)。遺伝子組換え農産物の安全評価については、安全管理条例9条及び「遺伝子組換え農産物安全評価管理弁法」5条に基づき遺伝子組換え農産物安全委員会が設置され、事務局として農業遺伝子組換え農産物安全管理弁公室が設置され、安全評価を実施することとなる。

初級食用農産物の安全管理は、食品安全法2条2項の規定に基づき、「中華人民共和国農産物品質安全法」(以下、「農産物品質安全法」という。)が適用されることとなるが、販売品質に係る安全基準の制定や情報の公開に関する規律は食品安全法に留保されている。農産物品質安全法の規定によれば、農産物の品質安全については、農業部の下に農産物品質安全リスク評価専門家委員会が設置され、農産物の品質安全に影響を与えるおそれのある潜在的リスクについてリスク分析及び評価を実施する(農産物品質安全法6条)。

次に、遺伝子組換え食品の安全管理については、食品安全法5条に基づき、国务院の下に食品安全委員会が設置され、統括的な管理監督権限を有するとされている。ただし、具体的な業務は国家食品薬品監督管理総局が担う<sup>26)</sup>。

最後に、食品の安全性リスク評価の実施及び食品安全基準の制定、食品安全に係る情報の公開等は、国家衛生及び計画生育委員会が業務として担うこととなる(食品安全法5条3項)。

## 2 表示規制の仕組み

ここでは、中国における遺伝子組換え農産物等及び食品の表示規制について考

26) 2013年3月15日に公布された「国务院機構改革及び権限転換の案」に基づき、国家食品薬品監督管理総局が設置され、食品安全法4条3項に定められた権限、例えば、食品安全委員会及びその弁公室の権限、食品の生産段階において国家品質監督検査檢疫総局、食品の流通段階において国家工商行政管理総局に属する監督管理の権限は、上記組織に統合された。対外的には、国家食品薬品監督管理総局が食品安全委員会の名義を保留するが、組織自体は廃止されることとなる(食品安全法改正後も同じ)。参照、人民網ホームページ(2015年3月10日アクセス)。http://theory.people.com.cn/n/2013/0315/c49150-20799076.html

察する。

### (1) 農産物等の表示

まず、遺伝子組換え農産物表記管理弁法は、遺伝子組換え農産物について表示制度を実施し、表示管理を実施する遺伝子組換え農産物の品目リストを制定することを定める（同弁法2条）。品目リストに列挙されている遺伝子組換え生物の場合、表示がなくまたは規定に基づく表示がされていないものについて、輸入・販売が禁止される（弁法3条）。表示制度の監督管理は、農業部及び各地方の農業所管部門によって行われる（弁法4条）。

具体的な表示方法については、「遺伝子組換え農産物」の場合、「遺伝子組換え〇〇」と表示し、遺伝子組換え農産物による直接加工品の場合、「遺伝子組換え〇〇加工品（製品）」または「加工原料は遺伝子組換え〇〇」と表示するものとされている（弁法6条1号及び2号）。また、遺伝子組換え農産物または遺伝子組換え生物の成分を含む製品を使用して加工、製造した製品ではあるが、販売される製品の中には、遺伝子組換え成分を含まない、または検出されない場合、「本製品は、遺伝子組換え〇〇によって加工し、製造したが、本製品には遺伝子組換え成分が含まれていない」、または「本製品の加工原材料には遺伝子組換え〇〇が含まれているが、本製品には遺伝子組換え成分が含まれていない」と表示する（3号）。

上記の表示は、包装、ラベル等とともに、設計、印刷しなければならず、包装またはラベル等に表示することが困難な場合、製品を展示する場所（棚等の設置場所）または値札に表示しなければならない（弁法7条、8条）。

さらに、農業遺伝子組換え生物表記管理弁法には罰則も設けられており、「県レベル以上の農業行政所管部門は、権限を行使し、期限付きの是正命令を発し、違法に販売した製品及びその販売による所得を没収し、1万元以上5万元以下の罰金を処することができる」（弁法14条、安全管理条例52条）。

表示制度を実施しなければならない遺伝子組換え生物は、上記管理弁法の別表に定められており、最初の品目リストには、①大豆の種、大豆等、②トウモロコシの種、トウモロコシ等、③油菜の種、油菜の油等、④綿の種、及び⑤トマトの

種、フレッシュトマト等、5種類17品目が列挙されている。なお、同リストは現時点においても更新されていない。

## (2) 食品の表示

遺伝子組換え食品の表示は、当初、2002年の食品衛生管理弁法に規定があった。具体的には、食品製品（原材料及びそれにいる加工食品を含む）の中に遺伝子組換え成分または産物を含む場合、「遺伝子組換え〇〇食品」または「遺伝子組換え〇〇食品を原材料とする」と表示しなければならない（16条1項）。また、潜在的アレルギーを及ぼす可能性のある食品に由来する遺伝子組換え食品については、「本製品には遺伝子組換え〇〇食品の遺伝子を含んでおり、〇〇にアレルギーをもつ者は注意するように」と表示しなければならない（16条2項）。

もともと、2007年の法改正により食品衛生管理弁法が廃止された後、新資源食品管理弁法及び2013年の新食品管理弁法の中には対応する規定は置かれなかった。代替措置として、食品の安全管理を所管する国家品質監督検査検疫総局が2007年に公布し、2009年10月22日に改正された「食品表示管理規定」が、「遺伝子組換え食品または法定遺伝子組換え原料を含むもの」である場合、「ラベルには中国語の説明を表示しなければならない」と定めており（16条3号）、現時点において同規定が適用される。

以上のように、遺伝子組換え食品の表示については省令のレベルにも規律がある。なお、中国における表示制度に係る諸規定には、重量比に対する制限や非意図的混入率等についての記述はない。一方、「遺伝子組換え食品に属するまたは法定の遺伝子組換え原料を含むもの」との記述があるため、これについては、0.9%の基準値を採用したEUよりも厳しい表示制度が実施されているとの評価がある<sup>27)</sup>。他方、品目リストに列挙されている5種17品目についてのみ表示制度が適用されることには、注意が必要であろう。

---

27) 丁芳・謝飛（2014年）「遺伝子組換え食品安全に関する法律問題の研究」『湖北警官学院学报』第1期56頁。

### 3 生物多様性及び環境保護

安全管理条例は、遺伝子組換え生物について、安全性の程度に基づき、級別管理評価制度を構築している（条例6条1項）。それにしたいが、ヒト、動植物、微生物及び生態系へのリスクに応じて、遺伝子組換え生物はⅠからⅣまでの四段階に分けられる（条例6条1項）。リスクの程度については、農業遺伝子組換え生物安全評価管理弁法が具体的な判定基準を定めている（弁法9条14条）。

遺伝子組換え生物の栽培は、まず、予備試験、環境への放出、生産試験の3つの段階を経なければならず（安全管理条例13条）、生産試験を経た後に、遺伝子組換え農産物安全証書の交付の申請が認められる（条例16条）。その後、さらに、①指定された区域において、②相応の安全管理、防止措置を採用し、③その他所定の条件を満たした上で、生産許可証を申請することとなる（条例19条）。

2012年には、中国では遺伝子組換え生物の栽培面積が400万ヘクタールにのぼり、その規模は世界第6位である<sup>28)</sup>。現時点においても、中国政府は、遺伝子組み換え技術の農業利用を推進する姿勢を明確にしている（2012年制定の「農業発展計画」<sup>29)</sup>）。1997年以来、耐貯蔵（長期貯蔵可能）トマト、害虫抵抗性綿、変色朝顔、耐病ピーマン、耐病パパイヤ、害虫抵抗性稲、高フィーターゼ遺伝子組み換えトウモロコシの7品目について、遺伝子組換え生物安全証書が交付された<sup>30)</sup>。ただし、2010年の時点では、綿及びパパイヤの栽培は順調である一方、輸入の大豆、トウモロコシ、油菜については加工原料としてのみ使用が認められている<sup>31)</sup>。

---

28) 康均心・劉猛（2013年）「遺伝子組換え食品の安全リスクに関する法的監督管理」『青海社会科学』第4期102頁。

29) 前掲、注19)103頁、同注28)。

30) 陸群峰（2014年）「中国遺伝子組換え食品表示及び情報伝達の促進-公衆権益を保障する視点に基づいて」『湖南農業大学学報（社会科学版）』第15巻(4)91頁。

31) 同注30)。

## IV 韓国における食品リスクの法制度

### 1 制度の概要

#### (1) 整備の経緯

##### (a) 輸入及び表示の規制

韓国においては、1990年代に遺伝子組換え技術が飼料に応用されたことによって、国内における食品の安全性への不安が高まった。このような中、当初は、農産物の安全管理に議論が集中し、輸入許可や表示等の制度が整備された。

すなわち、消費者の不安を解消するため、まず、韓国政府は、遺伝子組換え農産物に係る表示制度の導入に着手した。1999年7月1日に「農水産物品質管理法」が施行され、16条に表示義務の規定が置かれた<sup>32)</sup>。同年6月30日には「農水産物品質管理法施行令」が定められている。同法34条及び同法施行令32条によれば、遺伝子組換え農産物等の表示について、国立農産物品質管理院が権限を有する。

##### (b) LMO法

続いて、カルタヘナ議定書の締結後、国内実施措置として、2009年12月30日に、「遺伝子組換え生物体の国家間移動等に関する法律（Transboundary Movement, etc. of Living Modified Organisms Act）」（以下、「LMO法」という。）が発効した。LMO法は、「人体用医薬品に使用されていない」「遺伝子組換え生物体」を対象とし、開発、生産、輸出入、流通などについて、安全性確保の観点から必要な事項を定める（1条、3条）。同法は、主として、遺伝子組換え生物体の輸出入等及び安全管理（第2章）、遺伝子組換え生物体に係る情報の保護（第3章）及びバイオ安全性委員会の設置等（第4章）から構成される。また、同法に基づき「遺伝子組換え生物体の国家間移動等に関する法律施行令」（以下、「LMO法施行令」

32) 2001年1月に「農産物品質管理法」と改称された。また、2001年9月1日に「水産物品質管理法」が施行されたが、2008年に行われた組織再編にともない、海洋水産部が廃止され、関連業務が農林水産食品部に引き継がれたため、2011年に「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」の内容を統合した「農水産物品質管理法」が制定された。同法は、2012年7月22日に発効している。そこで、本稿においては、法律について統合後の名称、「農水産物品質管理法」の表記を用いる。参照、社団法人日本国際知的財産保護協会（2012年）「平成23年度産業財産権制度各国比較事業報告書 - 諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」149頁。

という。)が制定された。

### (c) 食品安全規制

食品の安全管理一般については、「食品安全基本法 (Framework Act on Food Safety)」及び「食品衛生法 (Food Sanitation Act)」が法規範として存在している<sup>33)</sup>。まず、前者は、食品安全に関する基本法であり (同法1条)、食品安全に関する政策の策定及び実行 (第2章)、緊急事態への対応及びトレーサビリティ調査等 (第3章)、食品安全に係る科学的管理 (第4章)、関連情報の保有及び関係者間の協力等 (第5章)、及び消費者参加 (第6章) から構成されている。後者は、食品衛生リスクを管理し、食品栄養の品質を向上させ、食品に係る情報を正確に発信させる目的をもって、食品・食品添加物等に係る衛生基準、表記基準、リスク評価等についての定めを置く。

このような食品安全の一般法制の中で、遺伝子組換え食品に関しては、まず、食品安全基本法21条が、遺伝子調整技術 (gene recomponding technology) を用いて生産された農産物、水産物、その他食品として使用されなかったものの生産、販売等について、安全管理上の対策を定め、実施しなければならない、と定めている。その際、ハザード評価 (evaluation of hazard) の実施が求められる (同法20条)。これを受け、食品衛生法18条に、遺伝子組換え食品に関する安全評価等についての規定が置かれている。

### (2) 行政の組織体制

遺伝子組換え生物、農産物等の安全管理は、上記の諸規定に基づき、分野ごとに所管部門が区分され、委員会も設置されている。

まず、農水産物については、農水産物品質管理法3条に基づき、農水産物品質管理審議会が農林畜産食品部の長及び海洋水産部の長の下に設置される。同審議会は、遺伝子組換え農水産物の表示に関する事項、農水産物の安全性調査や検査

---

33) 英語の条文については、参照、韓国法制研究所ホームページ (2015年3月13日アクセス)。  
<https://www.klri.re.kr/eng/category/main.do>

等の事項を審議するものとされている（農水産物品質管理法4条）。

次に、LMO法2条及びLMO法施行令2条1項1号から7号までの内容によれば、安全管理の権限を行使する部署が分野ごとに区分されている。具体的には、未来創造科学部（試験・研究。1号）、農林畜産食品部（農林畜産業等。2号）、産業通商資源部（機械、化学等への応用。3号）、保健福祉部（保健。4号）、環境部（環境保護。5号）、海洋水産部（海洋産業、水産業等。6号）、食品医薬品安全処（食品、医療機器等への応用。7号）である。

また、LMO法31条は、産業通商資源部の長官の下にバイオ安全性委員会を設置することを定めており、同委員会には、遺伝子組換え生物体の輸出入に係る、i) カタルヘナ議定書の履行、ii) 安全管理計画の制定、実行、iii) 許可等の再審査、iv) 遺伝子組換え生物体の輸出入等及び安全管理に係る法令、告示、vi) 遺伝子組換え生物体による被害予防及び対策等、を審議する役割が与えられている（31条1項1号-7号）。そのほか、各行政部署間における権限の確認、調整等についても、バイオ安全性委員会に諮問がされる（LMO法施行令2条2項）。

さらに、食品の安全管理については、食品安全基本法7条は、国務総理の下に食品安全政策委員会が設置され、同委員会は、安全管理に係る計画の作成及び実施、法令等及び安全基準等の制定、食品の危険性評価等を審議し、各部署間の権限を調整する、と定めている。また、食品衛生法は、食品薬品所管部門（食品医薬品安全処）に権限を付与するほか、同法18条2項に基づき、上記の食品薬品所管部門の下に安全性評価資料委員会を設置することが求められ、同委員会が遺伝子組換え食品の安全性評価を行うとされている。

## 2 食品の表示規制

### (1) 農産物等の表示

#### (a) 義務的表示と任意的表示

遺伝子組換え農産物については、早い時点において規制が導入された。農水産物品質管理法16条は、販売者に遺伝子組換え農水産物の表示を義務づけている。さらに、同法施行令26条は、表示を義務的表示と任意的表示とに分け、i) 既存の農水産物と構成成分、栄養価値、用途、アレルギー反応等の特性が異なるこ

とが判明した品目、ii) ヒトの遺伝子を植物または動物に導入した農水産物など、倫理的な問題が提起される品目、及びiii) その他消費者に正しい購買情報を提供するために必要とであると農林部長官または海洋水産部長官が認める品目については義務的表示の仕組みを、上記以外の遺伝子組換え農水産物については任意的表示の仕組みを設けている。

なお、任意的表示とは、遺伝子組換えの場合には遺伝子組換え農水産物であること、遺伝子組換えでない場合には、遺伝子組換え農水産物でないことを任意に表示する仕組みを指す<sup>34)</sup>。他方、農水産物品質管理法16条3項の委任規定に基づき、同法施行令27条が義務的表示の方法を定める。具体的には、遺伝子組換え農産物等の場合には「遺伝子組換え農産物（林産物または畜産物）」と、遺伝子組換え農産物が含まれる場合には「遺伝子組換え農産物（林産物または畜産物）を含む」と表示しなければならない（水産物も同様）。

#### (b) 具体的表示方法

また、同法施行令26条及び27条の規定に基づき、2000年4月22日に「遺伝子組換え農産物表示要領（農林部告示第2000 - 31号）」が制定、告示され、遺伝子組換え農産物の表示対象品目を大豆、トウモロコシ、大豆もやし及びジャガイモとした（同告示3条）。当該要領によれば、遺伝子組換え農産物または遺伝子組換え農産物を含む場合、「遺伝子組換え（農産物名称）」または「遺伝子組換え（農産物名称）を含む」と表示しなければならないが、遺伝子組換え農産物を含む可能性のある場合には「遺伝子組換え（農産物名称）を含む可能性がある」と表示するものとした（同告示4条1項。もやしについての表示方法については省略する）。もっとも、ジャガイモについては、2007年6月29日に行われた「食品医薬品安全処長が食用に適合すると認めて告示した品目」であるとされ、同2007年7月3日に

---

34) 条文の翻訳は、参照、足立恭一郎（2002年）「韓国における GMO 表示制度の現況」農林水産政策研究所 GMO プロジェクト研究資料第2号『海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向』85頁～95頁。参照、農林水産政策研究所ホームページ（2015年3月13日アクセス）。<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/gmo2.html>

制定された農林部告示に基づいて表示対象品目から除外されることとなった<sup>35)</sup>。

続いて、同告示は、義務的表示が免除される例外として、非意図的な混入について3%の基準値を定めている。すなわち、混入率が3%以下であり、かつ、遺伝子組換えでない農産物との分別管理が行われた証明書類が整っている場合、表示義務が免除されることとなる（同告示4条2項）。

第二に、遺伝子組換え生物体の表示については、LMO法24条及びLMO法施行令24条が適用される。LMO法24条1項は、遺伝子組換え生物体、容器や包装等の開発、生産、輸入について、表示義務を定める。表示事項の詳細については、LMO法施行令24条が、例えば、遺伝子組換え生物体の名称、種類、用途、特性、安全な取扱いに係る注意事項等を定めている（1号から5号）。2012年12月11日の法改正の際、LMO法24条3項が新設され、表示事項等について告示に委任する規定を設けたことから、「遺伝子組換え生物体の国家間移動などに関する統合告示」が定められ、適用されることとなった<sup>36)</sup>。

## (2) 食品の表示

### (a) 義務的表示の範囲

食品の表示については、食品衛生法10条が一般的規定を定める。そして、遺伝子組換え食品については同法12条の2に規定があり、遺伝子組換え技術を利用した農水産物、生物体を使用または加工して生産した食品、または食品添加物を主要な成分とする食品の場合には表示義務が課される（同12条の2の1項）。上記規定の適用を受ける食品は、表示のない場合には、販売、輸出入、商業的販売等が禁止される（2項）。

そのほか、表示に必要な事項は、食品医薬品安全処の委員会（安全性評価資料委員会）が定める（3項）。そして、食品衛生法10条及び上記3項の規定に基づき、

---

35) 2015年1月23日に行われた現地調査の際の韓国法制研究院研究員金鐘天氏の説明。また、その際の配布資料「Recent Legislation Change concerning Novel Food Regulation」(2015年1月23日韓国法制研究院)による。

36) ただし、当該告示は、後ほど紹介するように、2014年4月24日に表示基準の統合を定める告示が制定、公布されたため、本稿においては内容の紹介を省略する。

2007年には「遺伝子調整食品の表示基準（食品医薬品安全庁告示第2007-76号）」が制定された<sup>37)</sup>。

同告示によれば、食品衛生法18条に基づき安全性審査（safety evaluation）を経た農産物のうち、重量比が全体を占める上位5品目を使用して製造または加工した食品に表示の義務が生ずる。もっとも、i) 非意図的混入率が3%以下であつて、かつ、区分管理の証明書類が提出される場合、ii) 上位5品目以外の場合、iii) 最終の製品には遺伝子組換え成分またはプロテインが含まれていない、例えば醤油、食用油、糖類等の場合には、表示義務が免除される。

2014年4月24日には、新たな「遺伝子組換え食品等の表示基準（食品医薬品安全処告示第2014-114号）」が施行された。同告示の公布により、遺伝子組換え生物体、農産物及び食品について個別に定められてきた表示基準は、すべて統合された。

新たな告示は、第一に、「遺伝子の調整」、「遺伝子組換え」等の用語を「遺伝子組換え」に統一し（告示2条）、表示対象の範囲を「遺伝子組換え生物体、農水産物及びこれらを主要な原料とし、一種類以上使用して製造・加工した食品または食品添加物のうち、遺伝子組換えDNAまたはプロテインが含まれる食品または食品添加物」とした（告示3条1項1号、2号）。第二に、表示品目については、大豆、トウモロコシ、綿花、油菜（canola）、甜菜（sugar beet）の5つ（発芽させた大豆もやし、新芽野菜（豆苗）等も含む）を挙げている（告示3条2項1号-16号）。第三に、上記3条1項2号にいう「主要な原料」とは、「原材料のうち多く使用した5種類の原材料」をいうとされており、重量比の割合が上位5品目のことである（告示2条3号）。

## (b) 具体的表示方法

具体的な表示方法については、告示7条が規定する。第一に、遺伝子組換え農水産物についてである。まず、遺伝子組換え農水産物または遺伝子組換え農産物

---

37) 食品医薬品安全庁は、2008年には組織再編によって食品医薬品安全処に昇格された。また、同告示の内容は、韓国法制研究院研究員の王勝恵氏の協力を得て入手した情報に基づいたものである。

によって生産された発芽野菜の場合、「遺伝子組換え（農水産物品目名）」または「遺伝子組換え（農産物名称）で生産した（発芽野菜名称）」と表示しなければならない（告示7条1号カ）。次に、遺伝子組換え農水産物が含まれる場合には「遺伝子組換え（農水産物品目名）包含」、遺伝子組換え農水産物が含まれた農産物で生産された発芽野菜の場合には「遺伝子組換え（農産物名称）で生産した（発芽野菜名称）包含」と表示しなければならない（告示7条1号ナ）。続いて、遺伝子組換え農水産物が含まれる可能性のある場合には「遺伝子組換え（農水産物品目名）包含可能性あり」、遺伝子組換え農水産物が含まれる可能性のある農産物で生産された発芽野菜の場合には「遺伝子組換え（農水産物品目名）で生産した（発芽野菜名称）包含可能性あり」と表示しなければならない（告示7条1号ダ）。第二は、遺伝子組換え生物体についてである。名称は「遺伝子組換え（生物体物品目名）」、種類は「遺伝子組換え（農水産物等生物体の種類）」、用途は「食品用」と表示し、特性については所管部門の承認を受けた特性を表示する（7条2号カ）。第三に、遺伝子組換え食品については、「遺伝子組換え食品」もしくは「遺伝子組換え（原材料名称）包含食品」、又は「遺伝子組換え食品添加物」もしくは「遺伝子組換え（原材料名称）包含食品添加物」と表示し、または使用された遺伝子組換え食品等の原材料名称のそばに括弧付で「遺伝子組換え」または「遺伝子組み換えられた○○」と表示しなければならない（告示7条3号カ）。遺伝子組換えの有無が確認できない場合には、「遺伝子組換え（原材料名称）包含可能性あり」または使用された遺伝子組換え食品等の原材料名称のそばに括弧付で「遺伝子組換え（原材料名称）包含可能性あり」と表示する（告示7条3号ナ）。

### (c) 表示義務の除外

表示の例外的事項については、まず、3条1項2号が定める「上位5品目」以外のものである場合は、表示の対象から除外される。また、i) 遺伝子組換え農水産物が3%以下であって、かつ区分管理の証明書類等が提出される場合、ii) 輸入しようとする食品または食品添加物であって、区分管理の証明書類等が提出されていないにもかかわらず、製品検査の結果として遺伝子組換えDNAが完全に含まれていないことを証明できる書類が提出された場合においては、表示義務が

免除されることとなる(8条1号、2号)。

### 3 生物多様性及び環境保護

前述のように、LMO法は、カルタヘナ議定書の締結に伴う国内実施法として定められた。しかしながら、現時点において韓国では、国内の栽培が行われていないため、遺伝子組換え農水産物、生物体及び食品の安全管理については輸入品の表示制度に議論が集中しており、生物多様性及び環境保護に関する議論は見当たらない<sup>38)</sup>。

## V 台湾における食品リスクの法制度

### 1 法制度の概要

#### (1) 制定の経緯

##### (a) 総説

台湾は、国連の正式の加盟国ではないため、カルタヘナ議定書を正式に締結していないものの、非政府組織として締結国会議に参加した。しかしながら、カルタヘナ議定書は、締約国のみならず、非締約国に対し、i) 締約国との間に発生し得る遺伝子組換え生物の越境移動が議定書の目的に適合しなければならず、個別に協定を締結することが可能であるとし、ii) 議定書の内容にしたがい、遺伝子組換え生物に係る輸出入等の情報を積極的に提供することを求めている。このため、台湾は、遺伝子組換え技術につき、技術の研究開発、遺伝子組換え作物の栽培試験、食品への使用の三段階に分け、規制制度を設けている。

##### (b) 閉鎖系の研究開発

1989年、行政院国家科学委員会が「遺伝子組換え実験規則」を制定し、公布した(最新の改正は2004年6月)。同規則は、遺伝子組換え実験を行う研究機関及び研究者に適用される規範であるが、食品安全に関する法制度を題材とする本

---

38) 2015年1月22日-26日に現地で行われたヒアリングの結果による。その際、食品医薬品安全処国立食品及び薬品安全性評価機構の担当者 Yun-sook, KANG氏、韓国法制研究院の食品安全の専門家金鐘天氏等に情報を収集し、意見交流を行った。

稿においては、紹介はここまでとしたい<sup>39)</sup>。他方、遺伝子組換え技術の研究及び開発によってヒト、動植物及び生態系に与えるおそれのある危険性を防止し、関連行政機関及び研究機関等において行われる活動に関する最上位の法的根拠を整備するため、「遺伝子組換え科学技術管理法草案」が2005年3月18日に公開され、公衆への意見聴取が行われた。同草案には、生物安全審議委員会の設置(第二章)、閉鎖的環境における遺伝子組換え作業の実施(第3章)、遺伝子組換え有機体の環境への放出並びに上市(第4章)、遺伝子組換え生物の輸入及び越境移動(第5章)、検査及び取締り(第7章)、違反に対する刑罰(第8章)等の規定が定められていた。さらに、同法案については、上記の規則の内容をも取り入れた形で法案化するとの情報があるものの、現時点においては可決され成立したとの情報はない<sup>40)</sup>。

### (c) 栽培試験

(i) 遺伝子組換え作物の栽培試験は、1998年に行政院農業委員会に制定され、公布された「遺伝子組換え植物田圃試験管理規範」及び「遺伝子組換え動物田圃試験管理規範」との2つによって規制されている。

(ii) まず、植物の試験について、審議機関として遺伝子組換え植物審議グループが設置される(「遺伝子組換え植物田圃試験管理規範」3条)。海外からの輸入及び国内における栽培については、上記審議グループの許可が必要であり(4条)、その際、国内においては、田圃試験を行う前に、隔離的田圃試験<sup>41)</sup>を実施しなければならない、その生物安全性評価に基づく審議グループの許可を取得した場合のみ、指定区域内の田圃試験の申請ができる(5条)。また、海外からの輸入に関

39) 潘子明(2006年)「グローバル的遺伝子組換え生物の生産現状及び台湾における遺伝子組換え製品の管理」『科技発展政策報道』4月号356頁。

40) 「遺伝子組換え科技管理法」という法律の草案が行政院農業委員会ホームページにおいて公開されている(2015年3月12日アクセス)。http://www.coa.gov.tw/show\_communique.php?cat=show\_communique&serial=9\_webuser1\_20050328095520

41) 「隔離的田圃試験」とは、農業委員会に指定される農業試験研究機関が、特定の試験用田圃または温室等において行う栽培のことを意味する。これを経て、かつ審議グループの許可を得た植物は、指定された区域における田圃試験の申請ができるとされている。呉明哲・鄭隨和(2001年)「我が国における遺伝子組換え植物田圃試験に関連する管理規範の紹介」『農政と農情』第108期32頁。

しては、生産・販売を許可する旨の公告を経て、証明書類を添付して審議グループの許可を受けたもののみが、指定区域内の田圃試験の申請ができる（同5条）。

なお、2002年1月8日には、「植物種苗法」が改正され、4条の1が新設された。同条によれば、遺伝子組換え植物の輸出入について許可制が実施され、海外からの輸入または国内の栽培については、所管機関に田圃試験の実施を申請し、許可を取得しなければならない。かつ、41条の1には罰則が設けられ、4条の1に違反する場合、3年以下の懲役または100万元以上200万元以下の罰金が科され、同時に、違法に輸出入、販売等がされた植物は没収され、処分される<sup>42)</sup>。続いて、2005年7月7日には「遺伝子組換え植物輸出入許可弁法」が公布され、繁殖または栽培用、試験または研究開発用の遺伝子組換え植物について、同様に許可制が設けられた（弁法2条、3条及び4条）。

その後、2005年6月30日には、「遺伝子組換え植物委託田圃試験作業要項」及び「行政院農業委員会遺伝子組換え植物審議グループ設置要項」が、「遺伝子組換え植物田圃試験管理弁法」へと統合されることとなった。

(iii) 遺伝子組換え動物について規律する「遺伝子組換え動物田圃試験管理規範」は、植物に関する規定と同様、審議グループの設置、輸入及び国内の養育について田圃試験の申請及び許可、生物安全性評価の実施等を定めている<sup>43)</sup>。

---

42) その後、「植物品種及び種苗法（2010年8月25日に改正）」に名称を変えられ、52条として内容が定められている。また、41条の1に定められる罰則は若干改正され、54条において100万元以上500万元以下の罰金、植物自体の没収及び処分に変えられた。また、当該法律の改正にしたいが、「遺伝子組換え植物田圃試験管理規範」にも内容の改正が加えられた。ただし、大きな変更点は見当たらない。参照、行政院農業委員会ホームページ（2015年3月12日アクセス）

<http://law.coa.gov.tw/GLRSnewsout/LawContentDetails.aspx?id=FL014394>

43) 当該規範は、2007年8月29日に行政院農業委員会農牧字第0960040774号令によって廃止されることとなった。これに続く法規範は、現時点では不明である。ただし、関連する試験は研究機関等において行われていると考えられる。陳郁庭（2010年）「我が国における遺伝子組換え生物田圃試験管理規範の現状及び改正の方向」『科技術法律透析』第22巻（2）21頁～40頁。

## (2) 安全規制

### (a) 食品安全一般

食品安全一般については、食品安全衛生管理法が最上位の法規範として定められている。食品安全衛生管理法2条は、衛生福利所管部門、すなわち衛生署が台湾における食品安全について統括的監督、管理の権限を有すると定める。また、2014年12月10日に大統領令第10300184621号によって同法律が改正され、新設の2条の1によれば、行政院の下に食品安全会報（会議）が設置され、同会議は、行政院の長が主宰し、関連部署の長、専門家及び民間団体の代表者が参加する。この食品安全会報（会議）は、各部署間の権限行使を調整する権限のほか、広く食品安全政策についての答申を行う権限を有している。

### (b) 遺伝子組換え食品

次に、遺伝子組換え食品の安全管理については、まず、行政院衛生署が、2001年2月22日に大豆及びトウモロコシについての検査及び登記の制度を告示により導入した（衛署食字第0900011745号）。同告示によれば、2003年1月1日より遺伝子組換え大豆及びトウモロコシの製造、加工、調達、包装変更、輸出入については、衛生署による検査を受け登記許可を取得しなければならない<sup>44)</sup>。そのほか、2000年に制定された「遺伝子組換え食品安全性評価方法」が、遺伝子組換え食品、植物食品及び微生物食品に関する安全性評価の手続等を定めた（2010年9月9日改正）。さらに、食品安全衛生管理法の2014年1月28日の改正の際にも、3条11号に「遺伝子組換え」に係る規定が挿入され、正規の規制対象とされている。この改正に伴い、2014年8月13日改正後の「食品安全衛生管理法施行細則」のほか、2014年3月11日に「食品安全管制システム準則（部授食字第1031300488号）」が制定され、法制度の整備は概ね達成されたといえよう。

---

44) <https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=270>（2015年3月12日アクセス）

### (3) 行政組織の体制

以上見てきたように、台湾においては、遺伝子組換え生物、農産物及び食品については、国家科学委員会、農業部及び行政院衛生署<sup>45)</sup>が、研究開発、田圃試験及び食品への使用について権限を行使することとされている。また、中央レベルにおいては、各部署間の権限調整の組織として食品安全会報（会議）が設置されている。

## 2 表示規制の仕組み

### (1) 農産物等の表示

2005年6月29日には、「遺伝子組換え植物の表記及び包装準則」が公布され、同準則によれば、田圃試験を経て国内で販売等を予定される遺伝子組換え植物については、許可を申請し、識別コードを取得し、登録をしなければならない。具体的には、植物種類の名称の前に最も顕著な方式で遺伝子組換えであることを表記しなければならない、唯一の識別コードを明記するなどの規制を受ける（遺伝子組換え植物の表記及び包装準則2条、3条1号、3条2号）。

### (2) 食品の表示

2011年12月の時点で衛生署が公開した情報によれば、衛生署の安全性審査を経て許可された遺伝子組換え食品は、遺伝子組換え大豆、遺伝子組換えトウモロコシのみである<sup>46)</sup>。

これらの食品については、第一に、食品衛生管理法（現：食品安全衛生管理法）17条に基づき、衛生署が2001年2月22日に公布した「遺伝子組換え大豆及び遺伝子組換えトウモロコシを原料とする食品に関する表記事項（衛署食字第0900011746号）」（以下、「2001年表示事項」という。）があり、同表示事項によれば、これらの品目を原料とする食品の表記は、任意的表示と義務的表示との2種類に

---

45) 2013年に衛生福利部に組織改編されたが、本稿においては必要な場合において現名称、それ以外、とりわけ行政命令及び規則の公布等に係る場合、衛生署と称することとした。

46) 行政院衛生署食品藥物管理局食品藥物消費者知識サービスネット（2015年3月12日アクセス）  
<https://consumer.fda.gov.tw/News/List.aspx?code=1010&nodeID=10#>

分けられる。

まず、義務的表示について、遺伝子組換え大豆またはトウモロコシを原料として製造し、かつ、該当品目の重量比が全体の5%以上を占めている場合、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換えを含む」と表記しなければならない(2001年表示事項1条)。次は、任意的表示についてである。非遺伝子組換え大豆またはトウモロコシを原料として製造した食品は、「非遺伝子組換え」または「遺伝子組換えでない」と表記することができる(2001年表示事項2条)。

また、例外規定としては、遺伝子組換え大豆またはトウモロコシが非意図的に混入され、かつ5%以下の場合、非遺伝子組換え大豆またはトウモロコシとみなすことができる(3条)。そのほか、遺伝子組換え大豆またはトウモロコシを使用して製造した醤油、大豆油・サラダ油、トウモロコシ油、トウモロコシシロップ、トウモロコシ澱粉等については、表示義務が免除される(4条)。

第二に、2014年1月28日に修正された食品安全衛生管理法は、遺伝子組換え食品を適用対象として明示したほか、包装のある場合には、「遺伝子組換え食品原料を含む」(22条9号)との表記又は「遺伝子組換え食品添加物を含む原料」(24条8号)との表記を、量売りの場合には、「遺伝子組換え食品原料を含む」(25条)との表記を、義務化した。また、輸入食品についても「遺伝子組換え食品原料」(30条)という表記を課している。そして、この改正食品安全衛生管理法(最終修正は2015年2月4日)に基づいて、表示方法の詳細を定める部授食字第1031303857号が2014年12月22日に公告され、2016年1月1日より施行されることとなった<sup>47)</sup>。

具体的には、遺伝子組換え食品原料を含む包装食品、量売り食品及び食品添加物は、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換えを含む」と表記しなければならず、その際、該当品目は大豆またはトウモロコシに限定されないため、義務的表示の対象品目が拡張された。また、非意図的混入については、従来の5%を引き下げ、3%へと改定した。したがって、3%を超える場合には、遺伝子組換え食品原料と

47) 部授食字第1031303858号公告は、上記三つの表記事項の施行にともない、2016年1月1日以降は、2001年表示事項が廃止されることとなると発表した。衛生福利部食品薬物管理署ホームページ(2015年3月12日アクセス)

みなされて表示義務が発生することとなる。ただし、醤油等、高レベルの加工食品であり最終的に遺伝子組換え成分またはプロテインを含まない場合には、従来と同様に表示義務の対象から除外される（なお、新たな規制は、2016年1月1日より一律して施行されるものの、量売り食品については段階的に実施されることとなる。紙数の関係上、詳細は省略する）。

### 3 生物多様性及び環境保護

台湾においては、現時点で遺伝子組換え作物の商業用栽培が行われておらず、遺伝子組換え作物は大豆、トウモロコシが輸入されるのみである<sup>48)</sup>。ただし、台湾政府は遺伝子組換え技術の研究開発を積極的に推進している姿勢を示し、パパイヤ、青菜、ジャガイモ各1件、水稲4件の田圃試験が、生物安全性評価等の手続を経て実施されている<sup>49)</sup>。なお、パパイヤの不正流通があり、農業委員会が表示義務違反として処罰を行った<sup>50)</sup>。

## VI おわりに

### 1 作業の総括

#### (1) 中国

##### (a) 法整備の状況と課題

中国においては、現在、遺伝子組換え農産物及び食品の安全管理について、それぞれ安全管理条例及び諸弁法、食品安全法及び実施条例が定められており、法制度がある程度は構築されている。しかしながら、まず、第一に、①それ以外の遺伝子組換え生物、農産物については法律レベルの一般的な規定は存在していな

---

48) 陳仲妮（2012年）「遺伝子組換え食品に基づき予防原則の応用及び争議を論ずる」『東呉法研論集』第8巻55頁。

49) 郭華仁（2006年）「遺伝子組換え製品の現状及び問題」『環保資訊月刊』第94期。

50) GMO面々観ホームページ（2015年3月12日アクセス）[http://gmo.agron.ntu.edu.tw/cases/case\\_main.htm](http://gmo.agron.ntu.edu.tw/cases/case_main.htm) また、日本においても関連情報が紹介されている。参照、農林水産省ホームページ（2015年3月12日アクセス）[http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c\\_data/ppy/ppy\\_5.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/ppy/ppy_5.html)

いこと、②遺伝子組換え食品に関する詳細な安全基準が制定されていないこと<sup>51)</sup>や、多数の食品に対して安全証書が交付されたにもかかわらず、情報の公開等が進んでいないこと<sup>52)</sup>など、現行制度には幾つか不十分な点がある。

また、表示制度についても、主に2002年以降は、品目リストが更新されていない<sup>53)</sup>。さらに、以下のような問題も存在している。すなわち、①農産物については遺伝子組換え農産物表示管理弁法が定められており、食品安全法も表示義務について規定を定めているものの、2002年食品衛生管理弁法の廃止後、遺伝子組換え食品の表示にかかる法律レベル規範がない。また、②中国においては、品目リストに列挙されたもののみに表示義務が発生し、したがって、安全証書を公布され、かつ、現実に栽培等が行われている生物の品目についてはまだ表示制度が整備されていないことから、遺伝子組換え農産物及び食品の表示には空白の部分が存在する点には注意が必要であろう<sup>54)</sup>。さらに、③遺伝子組換え農産物の表示義務違反には罰則があるのに対し、食品表示管理規定においては遺伝子組換え食品の表示義務違反についての罰則がない。そのため、現在の制度は、遺伝子組換え食品に対する者の潜在的な不安に応えるものとはなっていない。

最後に、遺伝子組換え生物の栽培に伴って生じる生物多様性保護や生態系、環境保護の問題について、中国の議論は活発ではない。栽培に関する情報の公開が不足していることや、国民の関心度も安全管理や表示義務に比べて低いこと等が、その原因であろう。

51) すなわち、安全性の基準については、細則等による法規範が制定されていないことが指摘されている。参照、注19)104頁～105頁、宋偉・方琳瑜（2006年）「我が国における遺伝子組換え食品安全立法に関する若干の思考」『科技管理研究』第9期61頁～62頁、葉盛榮（2011年）「遺伝子組換え食品安全に対する法律のコントロール」『湖南社会科学』第2期94頁、張建洲・丁靈（2014年）「遺伝子組換え食品安全の監督管理に関する研究」『食品工業』第2期43頁。

52) 趙学剛（2011年）「食品安全情報供給に関する政府の義務及び実現のルート」『中国行政管理（公共管理）』第7期38頁～42頁、孔繁華（2012年）「我が国食品安全情報の内部流通メカニズムに関する探究」『広東行政学院学报』第24卷(2) 48頁～53頁。

53) 注19)105頁、注51) 葉盛榮95頁。

54) 実際に、パパイヤが市場へすでに流通し、販売されているにもかかわらず、遺伝子組換えによるものであるとの情報が一般に公開されておらず、表示義務も課されていないため、国民に知られていないのが現状である。

## (b) 食品安全法の改正

2014年6月、第12期全国人民代表大会常務委員会第9回会議が食品安全法の改正案の審議を開始し、2015年3月現在、第2次改正案が公表されている。第2次改正案においては、64条に遺伝子組換え食品の表示義務が規定され、表示義務違反については116条3号に罰則がある<sup>55)</sup>。これは、最終的に食品安全法69条及び125条3号に正式な法規定として定められている。今後、遺伝子組換え食品に関する表示法制の整備の進展が期待される。

## (2) 韓国

韓国においては、国内における遺伝子組換え作物の栽培は行われていない。そのため、食品、加工品の輸入について、安全審査等の規制が課されている。2014年より、農林水産物、食品及び輸入製品に関する基準が告示に基づき、新たな「遺伝子組換え食品表記基準」に統一された。そこでは、上位5品目に該当し、かつ3%以上の場合に表示義務が生ずることから、日本よりも厳しい規制が採られている。

ただし、韓国においては、食品安全基本法や食品衛生法等の法規範に基づき、安全影響評価等が実施されているものの、評価の実施機関と実際の管理機関とは分離されておらず、これに関連する議論も進んでいないようである。

## (3) 台湾

台湾は生物多様性条約及びカルタヘナ議定書に加入しておらず、地域間協定等の締結によって遺伝子組換え生物の輸出入をはじめとする越境移動等の規制を実施している。

例えば、植物等については、商業化栽培または栽培は行われていないが、田圃試験等の実施について行政規則等による規制の制度が構築されている。また、食品については、衛生署、現在は衛生福利部食品薬物管理署（2013年に組織編成

---

55) 全国人民代表大会オフィシャルサイト（2015年3月10日アクセス）。[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2014-12/29/content\\_1891935.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2014-12/29/content_1891935.htm)

が行われた)が、食品安全衛生管理法及び関連の法規範を根拠にしながら安全性の監督及び管理権限を行使している。

また、食品安全衛生管理法の改正にしたがって新たに制定された3つの表記事項は、品目の範囲を拡大した上、基準値を3%に厳しく設定した点について注目に値する。ただし、2016年1月1日以降施行されるそれらの規定の実効性に関しては、継続して考察する必要があるといえよう。

## 2 東アジア諸国の制度比較

### (1) 日本での議論

日本は、前述のように、遺伝子組換え農産物または食品に関し、栽培の段階において行われる環境影響評価、使用等に係る安全規制等、消費者の不安に応える形で、早い段階において法制度が整備された。また、食品表示法の施行により、表示の一元化、回収命令の新設、罰則の一部強化が行われている。

しかしながら、表示制度については、次のような批判があった。まず、①表示義務の対象となっていない食品は、強制表示ではなく、自主的に「遺伝子組換えでない」と表示することができるため、表示義務の対象となっている食品との区別がつきにくい。次に、②表示義務の対象食品の場合、「表示なし」は遺伝子組換え由来ではないことを意味するのに対し、自主表示の場合、「表示なし」は遺伝子組換え由来または不分別管理由来であることを意味することから、同じ「表示なし」であっても意味が異なる。さらに、③表示義務が課される対象が、遺伝子組換え作物由来の成分が重量比5%以上、かつ上位3品目のものに限定されていることは、EUに比して緩やかにすぎるとの批判もあった<sup>56)</sup>。そして、これらの批判は、「法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない」とされる食品表示法の下での遺伝子組換え食品の表示義務内容についても、基本的に妥当しよ

---

56) 近時のものとして、前田和記(2014)「生活者は食品表示に何を期待するか」『農業と経済』80巻(5)61頁～67頁。

う<sup>57)</sup>。

さらに、生物多様性への影響については、技術の不完全等を根拠として、国内における商業用栽培の解禁を批判する見解は有力であり<sup>58)</sup>、分別管理の不徹底、意図的混入等による遺伝子交雑が進むならば、表示制度の根本にも重大な影響を与え、制度に対する信頼性も失われるとの批判がされている<sup>59)</sup>。

## (2) 制度比較を踏まえて

東アジアに位置する諸国においては、遺伝子組換え農産物または食品について、基本的に安全規制及び表示義務が、順次、法制化され、法的仕組みが構築された。このように、共通して制度整備が進んできたこと背景には、生命・健康に関するリスク規制における対策の共通性がある。ただし、規制の具体的な内容については、各国の事情を反映して、かなりの差異が存在する。

例えば、韓国及び台湾は、遺伝子組換え作物の商業栽培、体格的な開放系利用を行っていない。この点は、開放系の利用に積極的な中国と対照的である。既に日本の項で見たように、遺伝子組換え作物の開放系利用については、分別管理の不徹底、意図的混入等による遺伝子交雑への懸念が強く、開放系利用の法制度整備を済ませた日本においても、開放系利用の実績はほとんどないのが実情である。この点は、各国における食料戦略の違いも微妙に反映しているものと考えられ、興味深い。

次に、遺伝子組換え農産物及び食品等の表示制度についてである。表示制度についても、日本は、アメリカとEUとの中間に位置づけられる。もっとも、韓国

---

57) 参照、食品表示法の各種解説に添付されている「食品表示法の概要」中の「〔参考〕表示基準（府令レベル）の取扱い」。同文書は、注9)（『NBL』）10頁、注9)（『時の法令』）7頁に掲載されている。ちなみに、注9)（『法律のひろば』）30頁は、今後の検討課題として、「遺伝子組換え表示」を挙げているものの、2015年4月までは食品表示法の施行と食品基準の制定に作業の重点が置かれたため、遺伝子組換え表示制度の検討は開始されていない。

58) 岡田幹治（2013）「問題が噴出する遺伝子組換え（GM）作物（上）（下）」『世界』（847）255頁、同（848）262頁、山口裕文（2013）「環境リスクは不透明、商業栽培は時期尚早」『エコノミスト』91巻（3）43頁。

59) 飯田周作（2002）「我が国における遺伝子組換え食品の表示制度と分別生産流通管理 - 表示制度の信頼性の観点から - 」『国民生活研究』41巻（4）34頁。

及び台湾は、わが国よりもEUに近づける制度改正を実施しており、EU等への食糧産品の輸出戦略等を考えるならば、興味深い改正といえる。中国についても、制度執行がどこまで厳格に実施されるのかにつき疑問は残るものの、品目について限定があるとはいえ、EUよりも厳格な食品表示制度が法規制として導入されることになる。3%という基準値の設定や、品目の範囲等において、日本が東アジア諸国においても緩やかな規制を採用する国に分類されつつあることには留意が必要であろう。

もっとも、最後に、日本においては、現在、リスク評価機関と管理の実施機関との分離、リスク評価機関における独立性の確保の議論、消費者保護行政機関の創設等、欧米の議論等を踏まえた一段階進んだ議論が行われている。そして、韓国・台湾においては、リスク評価機関とリスク管理機関との組織的な分離の措置は未だ本格的にはされていない。中国においては、食品については両機関の組織的な分離は実施されているものの、農産物についてはリスク管理機関である農業部の下にリスク評価に関する組織が置かれている。

加えて、日本においても、食品表示法の施行により、表示規制について法の厳格な執行をより強く確保する措置がとられたばかりはであるが、このような法執行の面を含め、東アジア諸国の制度が、法の整備・運用の面において日本と同様の水準に達しているか、あるいは、いつの時点において達するのか、という点については、いましばらく慎重に推移を観察する必要があるだろう。

## 参考文献

### 和文文献

足立恭一郎 (2002年) 「韓国における GMO 表示制度の現況」 農林水産政策研究所 GMO プロジェクト研究資料第2号 『海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向』 85頁～95頁.

池戸重信 (2006) 「遺伝子組換え食品 (GMO) 規制」 『食品の安全と品質確保』 高橋悌二・池戸重信, 第2章, 59-72頁, 農文協.

飯田周作 (2002) 「我が国における遺伝子組換え食品の表示制度と分別生産流通管理—表示制度の信頼性の観点から—」 『国民生活研究』 41巻 (4) 34頁～45頁.

- 岡田幹治 (2013)「問題が噴出する遺伝子組換え (GM) 作物 (上) (下)」『世界』(847) 255頁, 同 (848) 262頁
- 梶川千賀子 (2012)「遺伝子組換え技術と食品安全問題」『食品安全問題と法律・制度』梶川千賀子, 第8章, 155-176頁, 農林統計出版.
- 神里達博 (2003)「新しい食品安全行政 - 食品安全委員会 (仮称)」『ジュリスト』(1245) 51頁~56頁.
- 川村和彦 (2000)「遺伝子組換え食品の表示について - 科学的性質に応じた分類と表示方法 -」『化学と工業』53巻(4) 488頁~492頁.
- 木村茂樹・山下善太郎・扇慎太郎ほか (2009)「法令解説 消費者・生活者の視点に立つ行政への転換 - 消費者庁関連3法の制定」『時の法令』(1843) 6頁~27頁.
- 窪島春樹 (2009)「新法令紹介 ●消費者庁及び消費者委員会設置法 (2009年法律第48号) ●消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (2009年法律第49号) ●消費者安全法 (2009年法律第50号)」『自由と正義』60巻 (10) 120頁~128頁.
- 佐藤文彦 (2010)「遺伝組換え作物と食の安全」『食の安全を求めて - 食の安全と科学』金澤一郎ほか, 第3章, 51-71頁, 日本学術協力財団.
- 消費者庁食品表示企画課 (2014)「食品表示法の概要と施行に向けた検討状況」『法律のひろば』67巻(2) 25~31頁.
- 田村道宏 (2013)「遺伝子組換え微生物等に関連するカルタヘナ法の動向等」『生物工学会誌』第91巻 (12) 697頁~700頁.
- 高橋滋 (1998)『先端技術の行政法法理』岩波書店.
- 徳田博人 (2003)「食品安全行政の法原理」『日本の科学者』38巻 (7) 372頁~375頁.
- 下山憲治 (2007)『リスク行政の法的構造』敬文堂.
- 蓮見友香 (2013)「食品表示法の概要」『NBL』(1009) 8~14頁.
- 同 (2014)「法令解説 食品表示の一元化:消費者・事業者双方に分かりやすい表示へ 食品表示法 (平成25年法律第70号) 平25・6・28公布2年内施行」『時の法令』(1949) 4~28頁.
- 堀内洋 (2007)「環境をめぐる論点 カルタヘナ法について」『農業と経済』73巻(4) 25頁~33頁.
- 前田和記 (2014)「生活者は食品表示に何を期待するか」『農業と経済』80巻(5)61頁~67頁.

増沢陽子(2004)「遺伝子組換え生物の開放系利用の法規制について」『環境管理』40巻(12) 1251頁～1258頁.

山口裕文(2013)「環境リスクは不透明, 商業栽培は時期尚早」『エコノミスト』91巻(3) 43頁.

#### 中国語文献

陳郁庭(2010年)「我が国における遺伝子組換え生物田圃試験管理規範の現状及び改正の方向」『科技法律透析』第22巻(2) 21頁～40頁.

陳仲妮(2012年)「遺伝子組換え食品に基づき予防原則の応用及び争議を論ずる」『東呉法研論集』第8巻45頁～106頁.

丁芳・謝飛(2014年)「遺伝子組換え食品安全に関する法律問題の研究」『湖北警官学院学報』第1期54頁～56頁.

郭華仁(2006年)「遺伝子組換え製品の現状及び問題」『環保資訊月刊』第94期.

康均心・劉猛(2013年)「遺伝子組換え食品の安全リスクに関する法的監督管理」『青海社会科学』第4期100頁～106頁.

孔繁華(2012年)「我が国食品安全情報の内部流通メカニズムに関する探究」『広東行政学院学報』第24巻(2) 48頁～53頁.

陸群峰(2014年)「中国遺伝子組換え食品表示及び情報伝達の促進-公衆権益を保障する視点に基づいて」『湖南農業大学学報(社会科学版)』第15巻(4) 90頁～100頁.

潘子明(2006年)「グローバル的遺伝子組換え生物の生産現状及び台湾における遺伝子組換え製品の管理」『科技發展政策報道』4月号356頁.

宋偉・方琳瑜(2006年)「我が国における遺伝子組換え食品安全立法に関する若干の思考」『科技管理研究』第9期61頁～62頁.

呉明哲・鄭随和(2001年)「我が国における遺伝子組換え植物田圃試験に関連する管理規範の紹介」『農政と農情』第108期32頁.

葉盛栄(2011年)「遺伝子組換え食品安全に対する法律のコントロール」『湖南社会科学』第2期93頁～95頁.

張建洲・丁靈(2014年)「遺伝子組換え食品安全の監督管理に関する研究」『食品工業』第2期43頁.

張秀芳(2012年)「中国遺伝子組換え食品安全管理制度変遷に関する研究」『内モンゴ

(122) 一橋経済学 第9巻 第1号 2015年7月

ル社会科学（漢文版）』第33巻(2) 103頁～106頁.

趙学剛（2011年）「食品安全情報供給に関する政府の義務及び実現のルート」『中国行政管理（公共管理）』第7期38頁～42頁.

欧文文献

金鐘天（2015）「Recent Legislation Change concerning Novel Food Regulation」